

提案する諸条例等の制定要旨

議案第101号 南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、放課後児童健全育成事業（学童保育）における利用料において、経済的に支援が必要な世帯に対する負担軽減のため、減免基準を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第102号 南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例制定について

この条例制定は、市内の小学校に通学する全ての児童が地域住民の参画を得て、放課後等に遊びを通じた多種多様な体験活動又は交流により主体的に学び、学ぶ楽しさを知り、豊かな心を育むことを目的として、必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。